

島っこ留学

里親になりませんか



対馬市では、小規模校の児童・生徒数を増やし、学校教育活動および地域の活性化を図ることを目的として、市外からの小・中学生を受け入れる「島っこ留学制度」を推進しています。

「島っこ留学」の実施にあたっては、校区住民の理解と協力が何より必要です。特に、留学生を引き受けてくださる家庭（里親）の確保は欠かすことができません。他人の子供を預かり、養育することは、大変なご苦勞を伴うことではありますが、趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

対馬市島っこ留学推進協議会

Q1 島っこ留学制度を推進することで、どのような効果が期待できますか。

A1 児童・生徒数が増えることにより、学校の活性化や複式学級の解消、地域の活性化が期待できます。

地元の子供たちにとっては、新しい仲間との出会いによるいい意味での刺激があり、社会性や多様な考え方・見方等を培う上で効果が期待できます。

また、留学生は親元を離れ、里親のもとで生活することや、少人数学級での学習活動を通して、独立心や自主性、責任感の芽生え、家庭のすばらしさを実感する等の効果が期待できます。

さらに地域の子供が増えることで、地域の行事や子供会活動等の活性化や実親との交流を通じた交流人口の増加等が期待できます。

Q2 里親になるための条件があるのですか。

A2 特別な条件はありませんが、留学生を家庭的に養育し、健やかに成長できる環境を保持することが求められます。また、児童福祉法に定められた里親制度とは異なり、研修会や都道府県への登録、養子縁組は必要ありません。

Q3 里親はどんなことをするのですか。

A3 留学生と家族同様に接し、深い理解と愛情をもって自分の子供と思って育ててください。食事等日常の生活についても特別なことをする必要はありません。家庭の中での手伝いや役割分担など、普通の家庭生活をさせることを大切にしてください。

Q4 里親のやりがいはどんなことがありますか。

A4 子どもを育てる喜びがあります。

- ・夫婦間に共通の話題ができ、会話が増えます。
- ・留学生にとっての第二のふるさととなり、家族が増えます。
- ・実親等との交流を通して、新たな人間関係を結ぶことができます。
- ・留学生の成長に伴い、留学終了後も豊かな経験ができます。
- ・PTA活動に参加できます。

Q5 里親を引き受けて問題等が生じた場合、どうすればいいのですか。

A5 他人の子供を預かることとなりますので、病気、不慮の事故やけが、留学生自身が抱える悩み等への対応、実親との連携等、里親を引き受けるに当たっては様々な不安があることと思います。

問題等が生じた場合は、里親と島っこ留学推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び校区実行委員会が問題解決に向けて一体となって取り組みますので、安心してください。

留学生の親権者は実親であり、里親は留学生の扶養義務をすべて委ねられているわけではありません。里親が誠意をもって善良な監護を行っているにもかかわらず、留学生の指導・監護が困難になったときには、実親、里親、推進協議会、校区実行委員会が協議して契約を解除することもできます。

Q6 里親への委託料はあるのでしょうか。

A6 里親には、留学生1人あたり、1ヵ月8万円の委託料があります。その内訳は、実親負担4万円、推進協議会負担4万円です。

教材費や学用品費、給食費、修学旅行・宿泊学習の負担金、スポーツ活動等の経費、医療費、衣料費、通信費、小遣い、交通費等、その他留学生にかかる経費はすべて実親の負担になります。

Q7 受け入れる留学生は何年生ですか。

A7 小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を受け入れますが、学校の学年構成や男女構成、里親の希望等も考慮しながら、推進協議会で協議して決めることとなります。

Q8 里親が受け入れることのできる留学生は何人ですか。

A8 特にありません。里親の受け入れ可能な人数でお願いします。
留学生の学年、性別等によっては協議して決めることとします。

Q9 長期休業中、留学生はどうするのでしょうか。

A9 長期休業中（夏休み、冬休み）は、学校の教育活動等に支障のない範囲で原則として実親の元へ帰省することとなります。（帰省交通費について、一部助成あり）
ただし、滞在を希望する場合は実親と里親が協議して決めます。

Q10 里親がやむを得ず一家で留守をしなければならない場合はどうすればいいのですか。

A10 速やかに推進協議会に連絡・相談してください。留守の期間の対応については、推進協議会で協議して善処します。
（里親の地域内にお世話してくださる方がいれば助かります。）

【島っこ留学招致予定校】

令和6年度より市内全域の小・中学校にて受入を行っています。

対馬市島っこ留学推進協議会

事務局（対馬市教育委員会 教育総務課）

〒817-1301 対馬市峰町三根451番地

TEL：0920-88-2000

FAX：0920-88-2005

